

令和7年12月1日 提出

多 久 市

## 目 次

ページ

議案甲第 35 号	多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部 を改正する条例	1
議案甲第 36 号	多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正 する条例	3
議案甲第 37 号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例	6
議案甲第 38 号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
議案甲第 39 号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案甲第 40 号	多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例	18
議案甲第 41 号	多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する 条例	20
議案甲第 42 号	多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
議案甲第 43 号	多久市火入れに関する条例の一部を改正する条例	22

議案甲第 4 4 号	多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者の指定について	2 3
議案甲第 4 5 号	多久市陸上競技場等の指定管理者の指定について	2 4
議案甲第 4 6 号	多久市グリーンパークの指定管理者の指定について	2 6
議案甲第 4 7 号	多久市社会福祉会館の指定管理者の指定について	2 7
議案甲第 4 8 号	多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の指定について	2 8
議案甲第 4 9 号	多久市物産館「朋来庵」の指定管理者の指定について	2 9
議案甲第 5 0 号	多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者の指定について	3 0
議案甲第 5 1 号	東多久交流プラザの指定管理者の指定について	3 1
議案甲第 5 2 号	多久市駐車場の指定管理者の指定について	3 2
議案甲第 5 3 号	多久市まちづくり交流センターの指定管理者の指定について	3 3
議案甲第 5 4 号	中央公園の指定管理者の指定について	3 4

議案甲第 55 号	西渓公園等の指定管理者の指定について	35
議案甲第 56 号	損害賠償の額の決定について	36
議案乙第 32 号	令和 7 年度多久市病院事業会計決算の認定について	37
議案乙第 33 号	令和 7 年度多久市一般会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案乙第 34 号	令和 7 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第 1 号）	別冊
議案乙第 35 号	令和 7 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案乙第 36 号	令和 7 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 37 号	令和 7 年度多久市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
報告第 10 号	専決処分の報告について	38
報告第 11 号	専決処分の報告について	40

## 議案甲第35号

### 多久市課設置条例及び多久市議会委員会条例の一部を改正する条例

#### (多久市課設置条例の一部改正)

第1条 多久市課設置条例（平成22年多久市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

#### （6）財産活用課

第2条第5号中ウを削り、エをウとし、オを削る。

第2条中第15号を第16号とし、第6号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

#### （6）財産活用課

ア 市有財産に関すること。

イ 公共施設等のマネジメントに係る総合調整に関すること。

#### (多久市議会委員会条例の一部改正)

第2条 多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「財政課」の次に「、財産活用課」を加える。

## 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

組織の見直しに伴い課を新設するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第36号

多久市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

多久市個人番号の利用等に関する条例（平成27年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2の1 市長の項中「（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）」の次に「、住登外者宛名情報」を加え、同表の2 市長の項中「重度心身障害者医療費助成関係情報」の次に「、住登外者宛名情報」を加え、同表の3 市長の項中「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」の次に「、住登外者宛名情報」を加え、同表の4 市長の項中「重度心身障害者医療費助成関係

情報」の次に「、住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、障害者関係情報
------	---------------------------------	---------------------------------------

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	住登外者宛名情報
2 教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務	市長	地方税関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、住登外者宛名情報
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

地方公共団体情報システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴い、新たな規定を追加するため条例の一部を改正する必要がある。

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改め、同条第2項中「6, 600円」を「7, 050円」に改める。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900
	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800
	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700
	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800
	9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400
	10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900
	11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400
	12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000	444,000

	13	215, 200	260, 700	291, 100	329, 500	356, 200	389, 900	445, 500
	14	217, 000	261, 900	292, 400	331, 100	357, 900	391, 800	446, 800
	15	218, 700	263, 100	293, 700	332, 700	359, 500	393, 800	448, 100
	16	220, 400	264, 300	294, 900	334, 300	361, 000	395, 600	449, 300
	17	221, 600	265, 400	296, 100	335, 700	362, 400	397, 100	450, 500
	18	223, 200	266, 500	297, 500	337, 400	364, 100	398, 900	451, 800
	19	224, 800	267, 700	298, 700	339, 100	365, 700	400, 600	453, 100
	20	226, 300	268, 800	299, 900	340, 700	367, 300	402, 200	454, 400
	21	227, 900	269, 700	300, 900	342, 100	368, 500	404, 000	455, 600
	22	229, 500	270, 700	302, 100	343, 800	370, 000	405, 400	456, 400
	23	231, 100	271, 700	303, 300	345, 500	371, 500	406, 800	457, 200
	24	232, 700	272, 700	304, 600	347, 100	373, 000	408, 200	458, 000
	25	234, 400	273, 700	305, 900	348, 400	374, 700	409, 600	458, 600
	26	236, 000	274, 600	306, 900	350, 300	376, 500	410, 800	459, 200
	27	237, 400	275, 400	308, 000	352, 000	378, 200	412, 000	459, 800
	28	238, 700	276, 300	309, 000	353, 600	379, 900	413, 100	460, 400
	29	240, 000	277, 200	310, 100	355, 100	381, 300	414, 200	461, 100
	30	241, 100	278, 000	311, 300	356, 700	382, 600	415, 400	461, 900
	31	242, 200	278, 800	312, 400	358, 400	383, 800	416, 500	462, 300
	32	243, 300	279, 500	313, 600	360, 000	385, 200	417, 600	463, 000
	33	244, 400	280, 200	314, 700	361, 700	386, 300	418, 300	463, 600
	34	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000	464, 000
	35	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600	464, 400
	36	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300	464, 800
	37	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900	465, 200
	38	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500	465, 500
	39	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000	465, 800
	40	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400	466, 100
	41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800	466, 400
	42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000	466, 700
	43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400	467, 000
	44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700	467, 300
	45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000	467, 600
	46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300	
	47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600	
	48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900	
	49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100	
	50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400	
	51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600	
	52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900	
	53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100	
	54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400	
	55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700	
	56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000	
	57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200	
	58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500	
	59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800	
	60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000	

61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200		
62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500		
63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800		
64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000		
65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200		
66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100			
67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400			
68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800			
69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100			
70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400			
71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700			
72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900			
73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100			
74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400			
75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700			
76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900			
77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100			
78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400			
79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700			
80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900			
81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100			
82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400			
83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700			
84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900			
85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100			
86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900				
87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300				
88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700				
89	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000				
90	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400				
91	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800				
92	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200				
93	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500				
94		311, 100	362, 000					
95		311, 400	362, 400					
96		311, 800	362, 700					
97		312, 000	363, 000					
98		312, 300	363, 400					
99		312, 600	363, 800					
100		313, 000	364, 200					
101		313, 200	364, 700					
102		313, 500	365, 100					
103		313, 800	365, 500					
104		314, 100	365, 900					
105		314, 300	366, 400					
106		314, 600	366, 800					
107		314, 900	367, 100					
108		315, 200	367, 400					

	109	315,400	367,900					
	110	315,700						
	111	316,100						
	112	316,400						
	113	316,600						
	114	316,800						
	115	317,100						
	116	317,600						
	117	317,800						
	118	318,000						
	119	318,300						
	120	318,600						
	121	318,900						
	122	319,100						
	123	319,400						
	124	319,700						
	125	320,000						
定年 前再 任用		基 準 給料月額						
短時間勤務職員		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)  
第9条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年多久市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	410,000
2	460,000
3	514,000
4	580,000
5	662,000
6	773,000
7	902,000

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第10条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」

に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第18条及び別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第9条の規定（多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第20条及び第21条の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定及び第9条の規定（任期付職員条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### (適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 令和7年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は第9条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第5条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例、第7条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例又は第9条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

佐賀県人事委員会勧告等に伴い職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第38号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

## 附 則

この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第39号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児 (以下「乳幼児」という。)の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断、定期の健康診断又は臨 時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

多久市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 乳児等通園支援事業者は、多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団等に該当してはならない。

第4条 前条に規定するもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく設備及び運営に係る準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

乳児等通園支援事業を実施するため、条例を制定する必要がある。

議案甲第41号

多久市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

多久市子ども・子育て会議条例（平成25年多久市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の事務を処理するため、同項」を「及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第42号

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年多久市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第43号

多久市火入れに関する条例の一部を改正する条例

多久市火入れに関する条例（昭和59年多久市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表された場合又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「又は強風注意報、異常乾燥注意報」を「、強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は林野火災に関する注意報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

（提案理由）

佐賀中部広域連合火災予防条例の一部改正等に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第44号

多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久聖廟展示館

多久市東原庫舎

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市多久町1843番地3

公益財団法人孔子の里 理事長 香月 正則

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

上記の議案を提出する。

令和7年12月1日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久聖廟展示館及び多久市東原庫舎の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

議案甲第45号

多久市陸上競技場等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市陸上競技場

多久市庭球場

多久市アーチェリー場

多久市野球場

東多久運動広場

東部ふれあい運動広場

納所運動広場

南多久運動広場

西多久多目的運動広場

北多久運動広場

緑が丘運動広場

多久市体育センター

東多久社会体育館

納所社会体育館

南多久社会体育館

西多久社会体育館

北多久社会体育館

緑が丘社会体育館

多久市緑が丘弓道場

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 1 1 1 9 番地 9 0

一般財団法人多久市スポーツ協会 会長 伊川 照明

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

多久市陸上競技場等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 4 6 号

多久市グリーンパークの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市グリーンパーク

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 4644 番地 1

株式会社タクア 代表取締役 片岡 敏明

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久市グリーンパークの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 4 7 号

多久市社会福祉会館の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市社会福祉会館

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 45 番地 31

社会福祉法人多久市社会福祉協議会 会長 藤田 和彦

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久市社会福祉会館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 48 号

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市ワーキングサポートセンター

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 5769 番地

一般社団法人たく 21 代表理事 山本 茂雄

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 4 9 号

多久市物産館「朋来庵」の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市物産館「朋来庵」

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市多久町 1837 番地 1

一般社団法人多久市観光協会 会長 野中 保園

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月正則

(提案理由)

多久市物産館「朋来庵」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 50 号

多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市ふるさと情報館「幡船の里」

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市西多久町大字板屋 6157 番地 4

一般社団法人幡船の里 代表理事 蒲原 政信

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久市ふるさと情報館「幡船の里」の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 5 1 号

東多久交流プラザの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

東多久交流プラザ

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 687 番地 19

多久市商工会 会長 藤川 範史

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月正則

(提案理由)

東多久交流プラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 5 2 号

多久市駐車場の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

砂原駐車場

東多久古賀山駐車場

東多久駅南駐車場

東多久駅北駐車場

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 687 番地 19

多久市商工会 会長 藤川 範史

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 1 日

多久市長 香月正則

(提案理由)

多久市駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 5 3 号

多久市まちづくり交流センターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市まちづくり交流センター

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 5769 番地

一般社団法人たく 21 代表理事 山本 茂雄

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

多久市まちづくり交流センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 5 4 号

中央公園の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

中央公園

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 671 番地 3

西九州建設株式会社 代表取締役 福島 豊

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月 正則

(提案理由)

中央公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 55 号

西渓公園等の指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

西渓公園

中部公園

多久市西渓公園寒鶯亭

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 671 番地 3

西九州建設株式会社 代表取締役 福島 豊

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香月正則

(提案理由)

西渓公園等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案甲第 5 6 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

1 損害賠償額 1,680,888 円

2 相 手 方 住所 佐賀県佐賀市兵庫町瓦町四本松 1082

氏名 リコーディジャパン株式会社 デジタルサービス営業本部  
佐賀支社 佐賀営業部 部長 小川 康隆

3 事案の概要 戸籍情報システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステムへの移行に伴い、長期継続契約として賃貸借している機器の一部が不要となり、相手方に損害金が発生した。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 月 1 日

多久市長 香 月 正 則

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、この案を提出する。

議案乙第32号

令和7年度多久市病院事業会計決算の認定について

令和7年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

報告第10号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

専決第5号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月17日

多久市長 香月正則

事案の内容	会計年度任用職員（地域おこし協力隊）の居住用として契約していた賃貸借契約を解約する必要があり、違約金が発生した。
事案発生年月日	令和7年10月31日
損害賠償の相手方	住所 佐賀県多久市北多久町大字多久原2629-4 氏名 株式会社タクボ産業 代表取締役 倉富 浩次
損害賠償の額	50,000円

報告第11号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月1日

多久市長 香月正則

専決第6号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和7年11月17日

多久市長 香月正則

事案の内容	会計年度任用職員（地域おこし協力隊）の庁用車として契約していた車両の賃貸借契約を解約する必要があり、違約金が発生した。
事案発生年月日	令和7年10月31日
損害賠償の相手方	住所 宮城県石巻市駅前北通り1-5-23 氏名 一般社団法人日本カーシェアリング協会 代表理事 吉澤 武彦
損害賠償の額	16,500円